

第1章 緑の基本計画策定の考え方



1 1 緑の基本計画とは

近年、地球環境に対する関心や、自然や緑とのふれあいを求める市民ニーズが高まりをみせています。そして緑は、市民の日常生活の中で、生垣づくり、ガーデニングなど非常に身近なものとなっています。阪神・淡路大震災においては、公園をはじめとする“緑”が避難地や避難路、延焼の防止、非常時の生活拠点として重要な役割を果たしました。

また、地球温暖化をはじめとする環境問題が深刻化するなか、八戸市がめざす「環境立市」の実現においても、“緑”は重要な役割を担っています。

このように、私たちの生活環境を構成する重要な要素である“緑”について、行政の取り組みはもとより、市民と事業者との協働による保全や創出に関することを、総合的かつ体系的に定めたものが「八戸市緑の基本計画」です。

緑豊かな潤いのある八戸市の実現に向けて、都市公園等の整備や公共空間の緑化のみならず、山林や農地の保全、民有敷地の緑化、緑に関わるまちづくり活動への支援など、緑のまちづくりの総合的な指針となるものです。

なお、「緑の基本計画」は、平成6年の都市緑地保全法の改正により新たに位置づけられた「市町村による緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として定めるものであり、「八戸市総合計画」や「都市計画マスタープラン」との整合を図りながら策定を行います。

緑の基本計画の特徴

- 法律に根拠をおく計画制度である
- 住民に最も身近な市町村が策定する計画である
- 本市の緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図る計画である
- 計画の策定に際して、住民意見の反映が義務付けられている
- 計画内容の公表が義務づけられている

緑の基本計画の概要

計画の目的

「緑の基本計画」は、都市緑地保全法に基づき、八戸市の将来の緑のあり方や実現に向けた考え方を示し、市民・事業者・行政の協働による人と緑の共生する都市づくりを進めるための総合的な緑に関する指針として、八戸市独自の計画として策定するものです。

計画の期間

この計画は、都市計画マスタープランと同じ、概ね20年後の平成35年(2023年)を目標年次として、緑の将来像を描きます。

計画の内容

本市の目指すべき緑の将来像を明らかにして、将来の緑の確保目標量を設定し、公園緑地の整備、山林・海岸・農地等の保全、公共公益施設や民有地の緑化の推進、これらを進める市民参加のあり方などの施策を整理します。

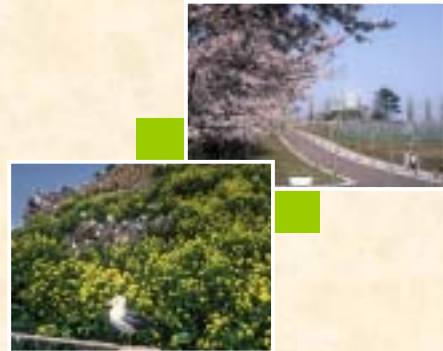
- ・緑の将来像
- ・緑の確保目標量(緑地の保全及び緑化の目標)
- ・基本方針
- ・緑地の保全及び緑化の推進のための施策
- ・緑化重点地区
- ・保全配慮地区 など

緑の役割

人や生き物の生活環境を保全します

緑は、二酸化炭素を吸収し、大気の浄化に寄与するとともに、ヒートアイランド現象や騒音等を緩和します。

また、樹林地や水辺は、生き物の生息の場となるだけでなく、山から市街地、そして海へとつながる爽やかな風の通り道や生き物の移動ルートとなります。



生活に活力とやすらぎを与えてくれます

散策やスポーツなどの多様なレクリエーション利用により、身近な憩いの場、賑わいの場、活動の場となります。

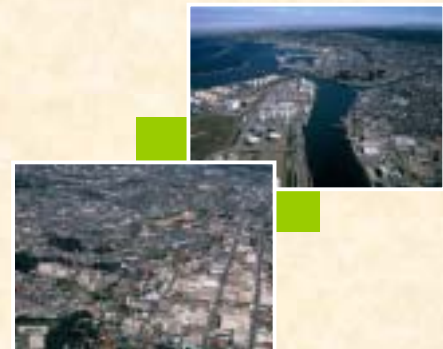
緑とのふれあいは、心にやすらぎを与え、ストレスを解消するなど、健康増進に大いに役立ちます。



災害の発生や拡大を防止します

緑は、防風や治山・治水などの機能により、災害から市民の生活を守っています。

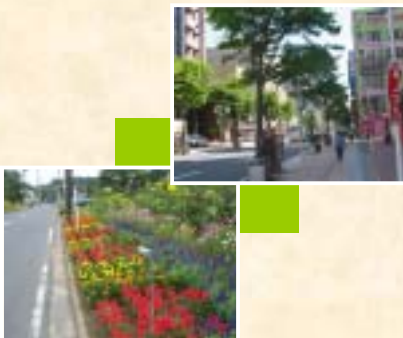
また、災害の発生時においては、避難地や避難路として利用されるとともに、延焼などの災害の拡大を未然に防ぎます。さらに、救急医療や復旧活動の拠点としての役割も果たします。



彩りのある美しい景観を形成します

緑は、季節の移ろいを実感させてくれるとともに、生活に潤いを、また都市の景観に彩りと風格を与えてくれます。

さらに、史跡や社寺などと一体となって趣のある景観を形成します。





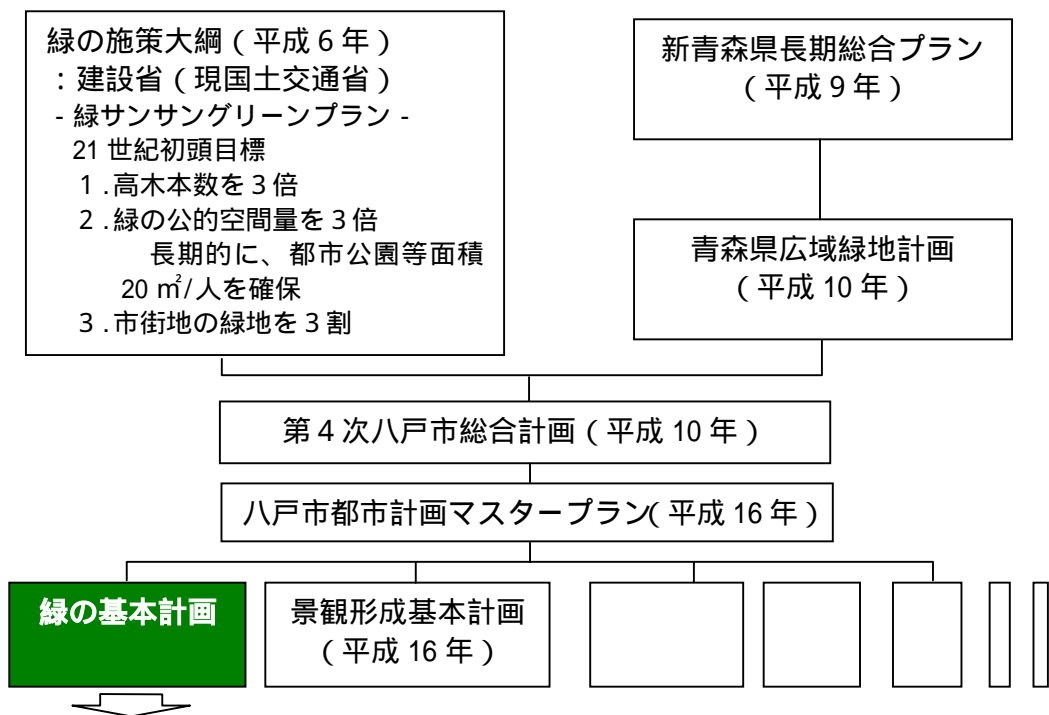
1 2 緑の基本計画の位置づけ

本市の“緑”全般の施策を推進するためのマスタープランとして位置づけられる「八戸市緑の基本計画」は、国・県の緑に関する指針等を踏まえることはもとより、本市における総合計画及び都市計画マスタープラン等の上位計画や関連する計画との整合を図りながら策定を行います。そして本計画に基づき、本市の多岐にわたる緑の創出、保全を総合的に進めます。

また、八戸市緑の基本計画は、都市計画マスタープランにおける“将来都市像”を実現するための部門別マスタープランの1つ、“緑（水と緑）に関するマスタープラン”としても位置づけられます。

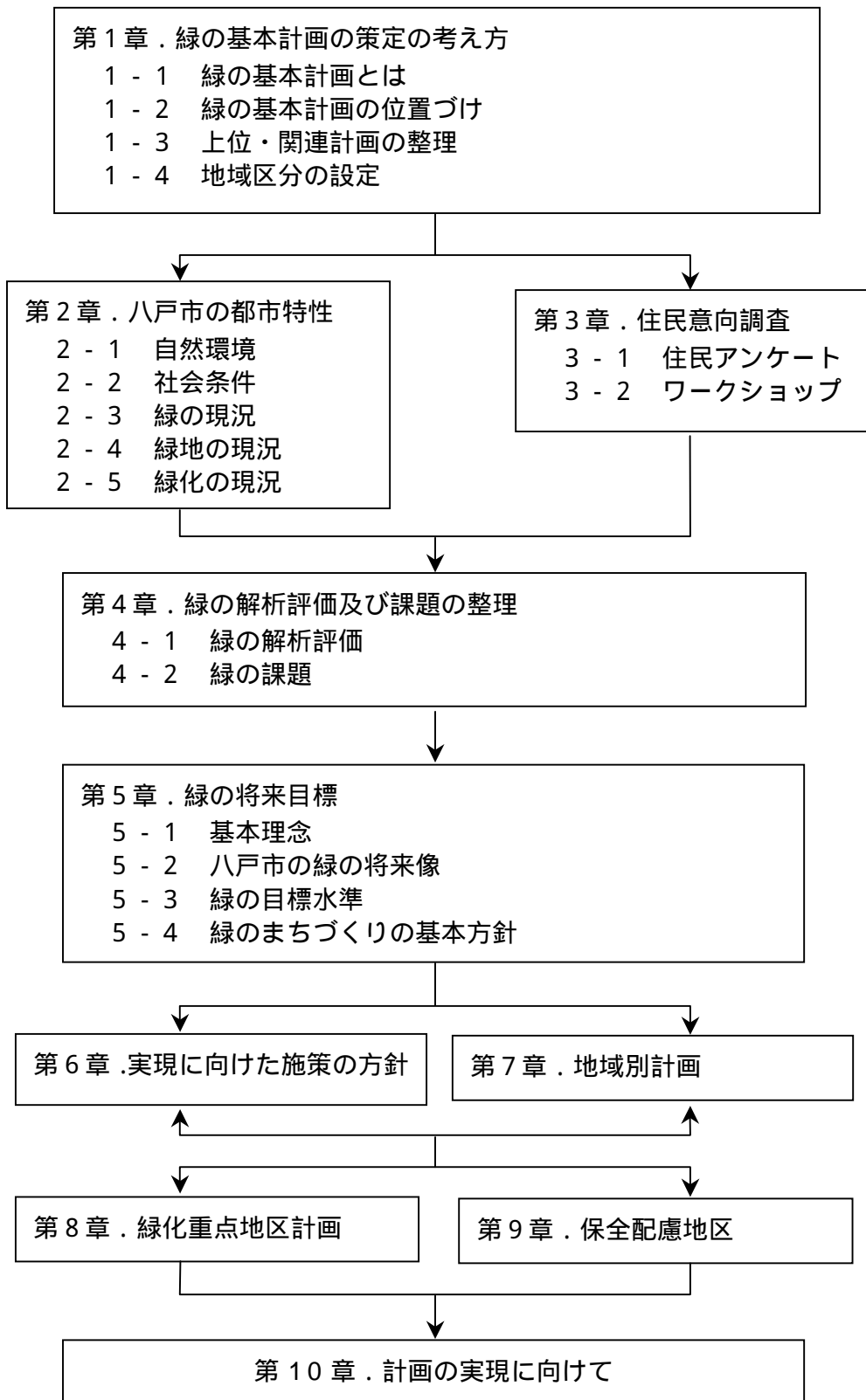
なお、本計画は、平成16年3月時点における八戸市域を対象としたものです。今後、市町村合併による新しい八戸市の誕生が予定されていますが、合併前の八戸市域については合併後も本計画を引き継いでいきます。その上で、上位計画の見直し及び社会情勢の変化等に応じて、見直しや改訂を行ない、計画内容の充実を図ります。

八戸市緑の基本計画の位置づけ



“緑”全般の施策を推進するための
マスタープランとしての位置づけ

八戸市緑の基本計画の策定フロー





1 3 上位・関連計画の整理

(1) 広域計画における緑の位置づけ

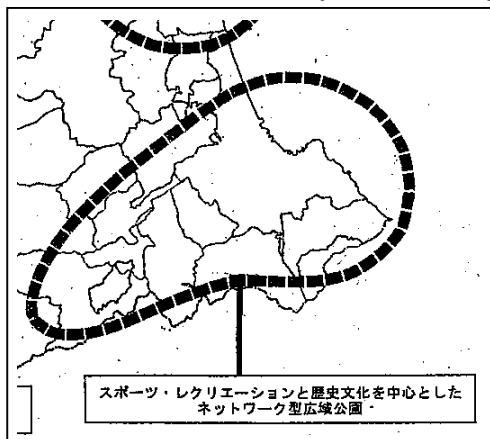
新青森県長期総合プラン（平成 9 年 2 月）

計画期間	平成 9 年度～平成 18 年度
基本構想	<p>○時代のキーワード</p> <p>“「緑」と共に生きる時代” を捉えて、温暖化等の地球環境の問題、県土保全、資源涵養、エネルギー等の観点から緑の有用性を位置づけています。そして、「緑の創造」のために緑の保全と利活用、公共事業による緑化の先導、緑に対する理解の促進、県民運動の推進、緑化イメージアップの推進を主要施策としています。</p>
緑に関する施策の内容	<p>○緑の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の保全と利活用 <p>公益的機能を高度に発揮できる森林づくりと気軽に利用できる森林整備の推進</p> <p>森林公園や緑地公園づくりなど、みどりの創出事業を促進するほか、開発が進行する都市周辺部での自然環境の適切な保全、既存市街地での身近な自然と触れ合える都市公園や緑地、水辺空間の整備を促進します。</p> ・公共事業による緑化の先導 <p>学校など地域生活の中心となる公共施設や街路など市街地公共空間の緑化による緑の街づくりを推進します。</p> ・緑に対する理解の促進 <p>子どもたちの緑を大切に作るやさしい心を育むため、緑の少年団の育成・強化・活動促進を図ります。</p> <p>緑に親しみ、大切さを学ぶ機会の増大を図ります。</p> ・緑化イメージアップの推進 <p>本県の玄関口となる地区で花と緑があふれる景観づくりを重点的に進めます。</p> <p>緑を育てるボランティアを組織したり、緑を基調とした景観づくりのためのフォーラムの実施など住民意識の向上を図ります。</p> <p>○ちょっぴりお洒落で賑わいのある都市空間の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お洒落な都市空間の創造 <p>住区基幹公園の整備や都市基幹公園の整備を推進します。また、本県の歴史・文化など、地域の特色を活かした都市公園や広域のレクリエーション需要を充足することを目的とした大規模公園についても整備を促進します。</p> ・水辺空間・オープンスペース・プロムナード空間の整備 <p>河川改修にあたっては、護岸など治水のための施設整備と併せて、河川敷を活用した公園や緑地などの整備を進めていくことで水辺空間の多目的な利活用を図ります。</p> <p>港湾を訪れる人々のためのアメニティの高い緑地、遊歩道等の整備、自然や生活環境に配慮した海岸保全施設の整備などを進めます。</p>

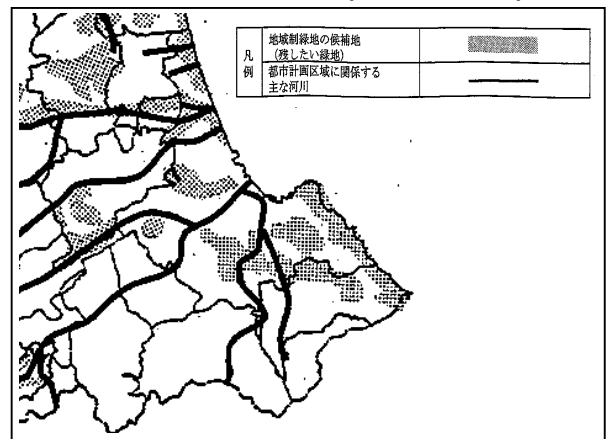
青森県広域緑地計画（平成 10 年 6 月）

計画期間	平成 10 年～平成 30 年
基本理念	「多様な効用を持つみどりを保全・創造し、県民が真に豊かさを実感できる生活環境として、潤いに満ちた質の高いみどりのまちづくりを目指す。」
基本方針	基本方針 1. 「自然環境や都市景観の保全」 基本方針 2. 「都市の活力や魅力的な生活の創造」 基本方針 3. 「景観向上、防災等のためのネットワークの形成」 基本方針 4. 「まちづくりの主体形成と協働の取り組み」
目標水準	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域人口：平成 20 年 123 万人、平成 30 年 125 万人 ・緑地の確保目標水準：市街化区域及び市街化区域相当区域の緑化率が 3 割を上回ること ・都市公園として整備すべき緑地の目標水準：平成 20 年 16 m²/人を上回る、平成 30 年 20 m²/人を上回る（平成 8 年 11.3 m²/人） ・広域公園として整備すべき緑地の目標水準：平成 30 年 5 m²/人（625ha）（平成 8 年度末開設済 304ha）
緑に関する施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○保全 <ul style="list-style-type: none"> ・県土のみどりの骨格の保全 ・身近なみどりの保全 ・歴史文化資源の保全 ・都市周辺のみどりの保全 ・動植物の生息生育環境の保全 ○創造 <ul style="list-style-type: none"> ・公的空間の緑化 ・私的空間の緑化 ○ネットワーク <ul style="list-style-type: none"> ・歩行空間等のネットワーク化 ・防災緑地のネットワーク化 ・ビオトープのネットワーク化 ○育成 <ul style="list-style-type: none"> ・人材・団体の育成と活用 ・緑化情報の提供 ・パートナーシップによるみどりの推進 ○広域的な緑地配置の方針 八戸市周辺においては「スポーツ・レクリエーションと歴史文化を中心としたネットワーク型広域公園」を配置することとし、市街地周辺部や市街地内に残された緑地を中心に「風致地区」や「緑地保全地区制度」の指定をあげています。

広域公園配置方針図（八戸市周辺）



地域制緑地配置方針図（八戸市周辺）



(2) 八戸市における緑の位置づけ

第4次八戸市総合計画中期基本計画（平成15年2月）

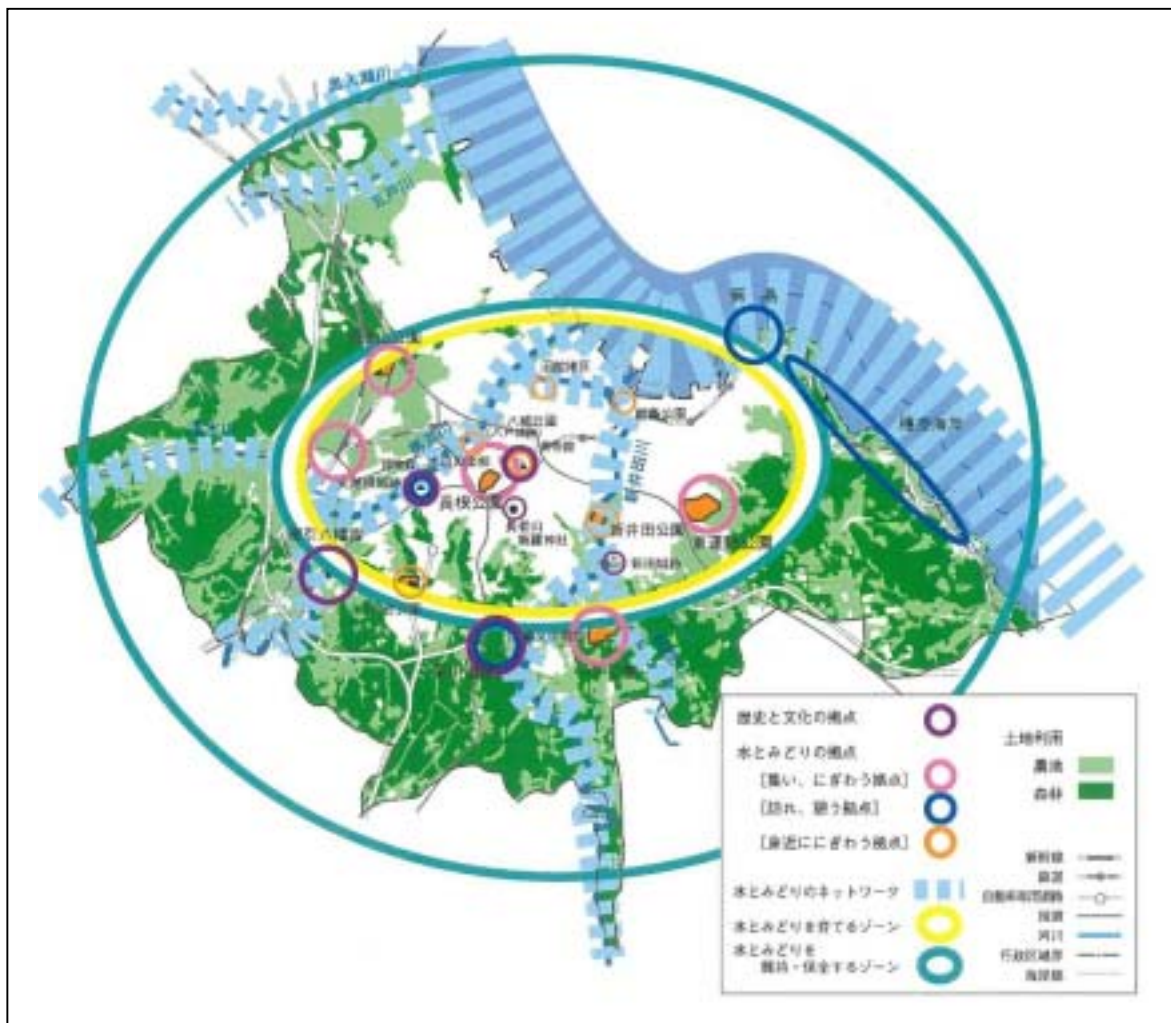
計画期間	平成15年度～平成19年度
将来像	「人・産業・文化のフロンティア都市：八戸」
戦略プロジェクト	<p>○交流促進プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北奥羽地域におけるターミナル機能の充実 市街地の整備（八戸駅周辺環境整備事業、浅水川河川改修事業） ・八戸都市圏における「顔」づくり 中心市街地の整備（三日町番町地区市街地再開発事業、三八城公園整備事業） 多様なサービスの充実（八戸芸術パークの建設促進） <p>○海洋立市プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「海」に親しむまちづくり 沼館地区再開発の促進（沼館地区緑地の整備） 湊地区の整備と活性化（館鼻公園整備事業） 鮫・白銀地区ウォーターフロントの形成（鮫・白銀地区観光船発着所の環境整備、蕪島海水浴場の水質改善） ポートアイランド地区ウォーターフロントの形成（河原木1号ふ頭緑地の整備） 海の文化を育むみなとづくり（みなとの歴史を体験できる場の環境整備） 海岸線の環境美化、海の浄化の推進（八戸港の環境美化の啓発、八戸前面海域の水質改善） 景観ガイドラインの導入（景観ガイドライン作成） ・「海」を活かした観光交流の推進 景観地等の保全（蕪島周辺の環境整備、種差海岸の海岸線保全と遊歩道の整備、はちのへハイツの周辺整備） <p>○教育立市プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした生涯学習の充実 特色ある社会教育活動の充実（自然環境保護活動の支援） ・個を生かし、学ぶ喜びをはぐくむ学校教育の充実 学校施設設備の整備・充実（校庭整備事業、校庭芝生化事業） ・個性豊かな文化の創造と継承 文化施設の整備と充実（八戸芸術パークの建設促進、八戸南部氏庭園整備事業） 文化遺産の保存・活用（是川縄文の里整備事業、天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」保護監視等業務委託事業、名勝種差海岸保護事業）
緑に関する施策の内容	<p>○中心市街地における都市の魅力とにぎわいの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の創出の推進 三八城公園や長根総合運動公園の整備充実を図るとともに、街路樹、広場等の整備や社寺林の緑の活用等、中心市街地における緑の潤い空間を創出します。 ・にぎわいと美しい街並みの創出 ポケットパーク等の整備により、美しく快適なにぎわい空間を創出します。 <p>○景観形成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画制度等の活用による街並みづくりの誘導 道路、公園等の配置・規模や建築物の用途・形態などを定める地区計画等の活用を促進し、調和のとれた街並みづくりを誘導します。 ・都市景観の創造 電線類の地中化や街路樹の整備、景観に配慮した建物の誘導や屋外広告物の適正な誘導など、美しい都市景観の創造を図ります。 ・水辺空間の維持・創出 河川は、都市における水と緑の貴重なオープンスペースであるため、美しい水辺空間の維持・創出に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力あるウォーターフロントの創出 八戸港における憩いや交流の場として、緑地・広場の整備など景観に配慮した魅力あるウォーターフロントの創出を図ります。 ○都市緑化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園・緑地の整備 地域の独自性や創意工夫を生かした整備をします。 ・大規模な公園の整備 長根総合運動公園のセントラルパーク化について検討します。 ・管理体制の充実 公園樹・街路樹の点検等を行い、避難場所や避難経路を確保します。また、公園における安全性を確保します。 ・緑化意識の啓発 生垣設置奨励補助事業、誕生記念樹事業、園芸教室の開催等緑豊かな都市を創るため内容を充実させ、緑化意識の啓発に努めます。 ・街路樹の整備 景観の向上と沿道環境の保全を図るとともに、道路交通の安全性・快適性を高めるため、総合的に検討し緑化を進めます。 ○環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全 関係法令等の適正な運用、自然保護意識の普及・啓発、自然保護団体などとの連携等により、自然環境の保全に努めます。 ○災害に強い基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・河川の整備 馬淵川、新井田川、浅水川、土橋川などの河川改修を推進するとともに、河川環境の管理の適正化を図ります。 ・土砂災害の防止 土砂災害を防止するため急傾斜地崩壊対策事業を促進します。 ○文化遺産の保存・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・史跡、名勝、天然記念物の適切な管理と整備の推進 史跡の整備に向けて、用地取得、発掘調査の推進に努めます。 ○生き生きとしたスポーツライフの実現 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の整備・充実 スポーツ施設の老朽化及び利用者のニーズの多様化に対応した整備を進めていきます。 ○地域特性を活かした農業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・優良農地の保全 優良農地の形成を促進します。 ・森林環境の整備 間伐、保育等森林の適切な整備を進めるとともに、森林の持つ水源涵養、環境保全等公益的機能の維持と環境緑化を図ります。 ○魅力あふれる観光の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の保全・創出 歴史的遺産や文化施設にスポットを当て、これらを保全するとともに、観光資源としての保全、育成を図ります。 ・「海」観光の促進 当市の観光の拠点である「蕪島」「種差海岸」の保護を図るとともに観光資源としての活用のため同地区の整備を推進します。また、気軽に観光客が散策できるよう、陸奥湊、白銀、蕪島、水産科学館、種差海岸等を結ぶ、市内からみなとへのアプローチと散策ルートの整備について検討します。
--	--

八戸市都市計画マスタープラン（平成 16 年 3 月）

計画期間	平成 16 年度～平成 35 年度
将来都市像	「えがおが生まれる えがおが集まる都市」
人口フレーム	25 万人（平成 35 年）
うるおいと やすらぎ 文化をはぐくむ まちづくりの 基本方針	<p>- 水とみどりのネットワークづくり -</p> <p>○水とみどりの拠点形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集い、にぎわう拠点 中核的な都市の都市機能であり、人々が集い、にぎわう、八戸の顔となる拠点として、長根総合運動公園や八戸公園、南部山公園などの充実を図るとともに、新たな機能配置や拠点形成の検討を行います。長根総合運動公園については、機能更新などの検討を進めながら、市の中心にある交流・レクリエーション拠点としてもふさわしい公園づくりを図ります。新井田公園や白山台公園などでは、地域に根付いた交流拠点として、地域住民と行政の協働による維持・運営をめざします。 ・訪れ、憩う拠点 種差海岸や蕪島では、保全を図りつつ人々が訪れ、憩う拠点形成を図ります。これらの拠点形成にあたっては、人々が訪れることで自然環境に与える影響を最小限に押さえるための施設整備を促進します。 <p>○水とみどりのネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水とみどりのネットワーク 河川から海へとつながる水の軸を、市全体を巡る水とみどりのネットワークとして形成します。馬淵川や新井田川などの下流部では、安全性を確保しながら、遊歩道や親水空間などの整備、景観に配慮した護岸整備などによって、水を身近に感じられる空間を形成し、上流部などの河川では自然環境を保全します。また、沿岸部においても、産業や観光、自然環境など様々な水辺空間が連なる大きな水の軸の形成を図ります。 ・沿道緑化などによるみどりのネットワーク 水とみどり、歴史文化の拠点や人が集う都市拠点など、各拠点内の遊歩道整備や、拠点間を連絡する幹線道路の沿道緑化を進め、みどりのネットワークの形成を図ります。 <p>○ゾーン別の役割を持った水とみどりづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育てる水とみどりゾーン うるおいや防災性の向上など役割を果たす身近な水とみどりの創出を図ります。公園整備や公共公益施設の緑化などにより緑空間の創出を図ります。また、これらの身近な水とみどりについては、地域住民が主体となって管理ができるように仕組みなどを検討します。中心市街地や八戸駅周辺、陸奥湊駅周辺などの人々が集まる拠点などでは、八戸の顔にふさわしい水とみどりを市民、事業者、行政の協働により創出します。 ・維持、保全する水とみどりゾーン 自然資源としての水とみどりについては保全し、産業資源として育てた水とみどりについては、保全とともに活用を図ります。豊かな自然環境の維持・保全に向け、環境に配慮した道路などの都市施設整備や宅地開発への規制誘導などを進めます。海岸沿いや樹林などについては、維持・保全を図るための仕組みづくりを市民とともに検討します。また農地や樹林地、漁場などの産業の場では、産業活性化の視点も含め保全・活用を図ります。特に農地では、今後とも維持できるように、営農に向けた仕組みづくりを検討するとともに、まちづくりや市民活動などを通じて支援を図ります。

うるおいとやすらぎ、文化をはぐくむまちづくりの基本方針図

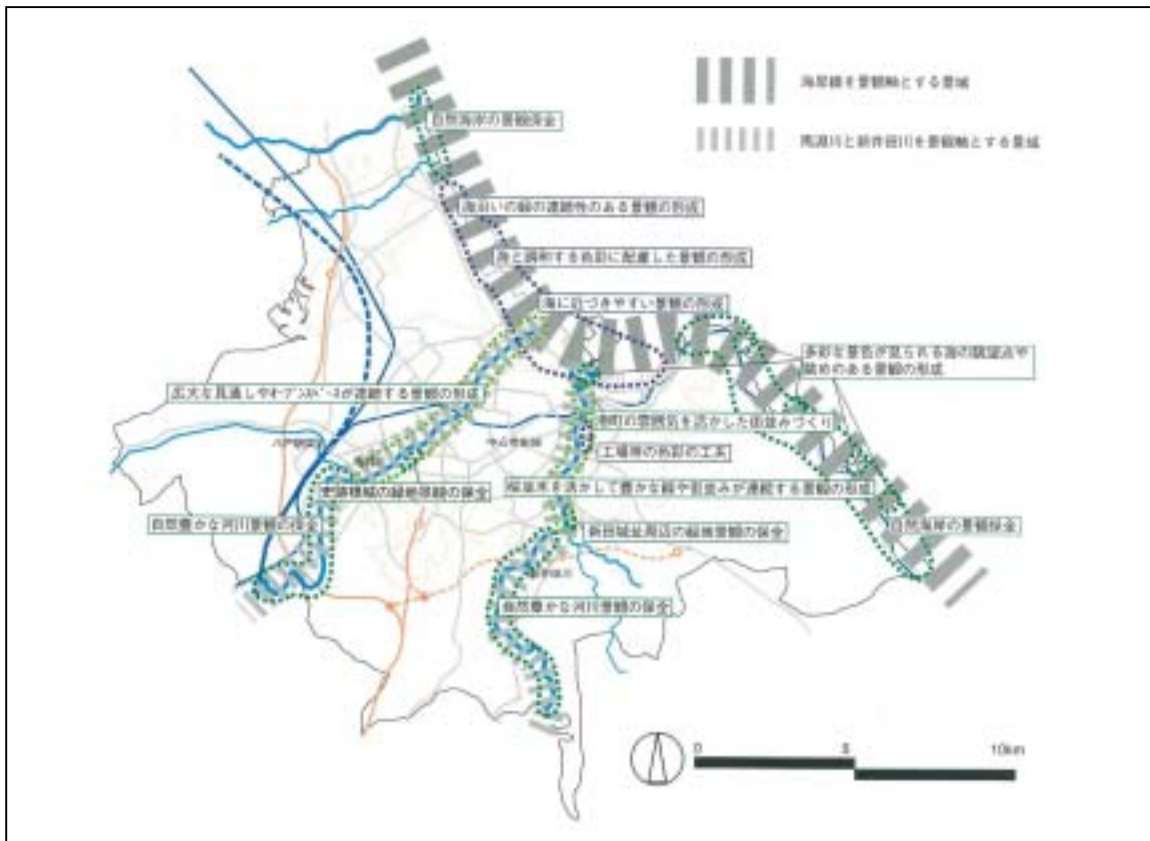


資料：八戸市都市計画マスタープラン

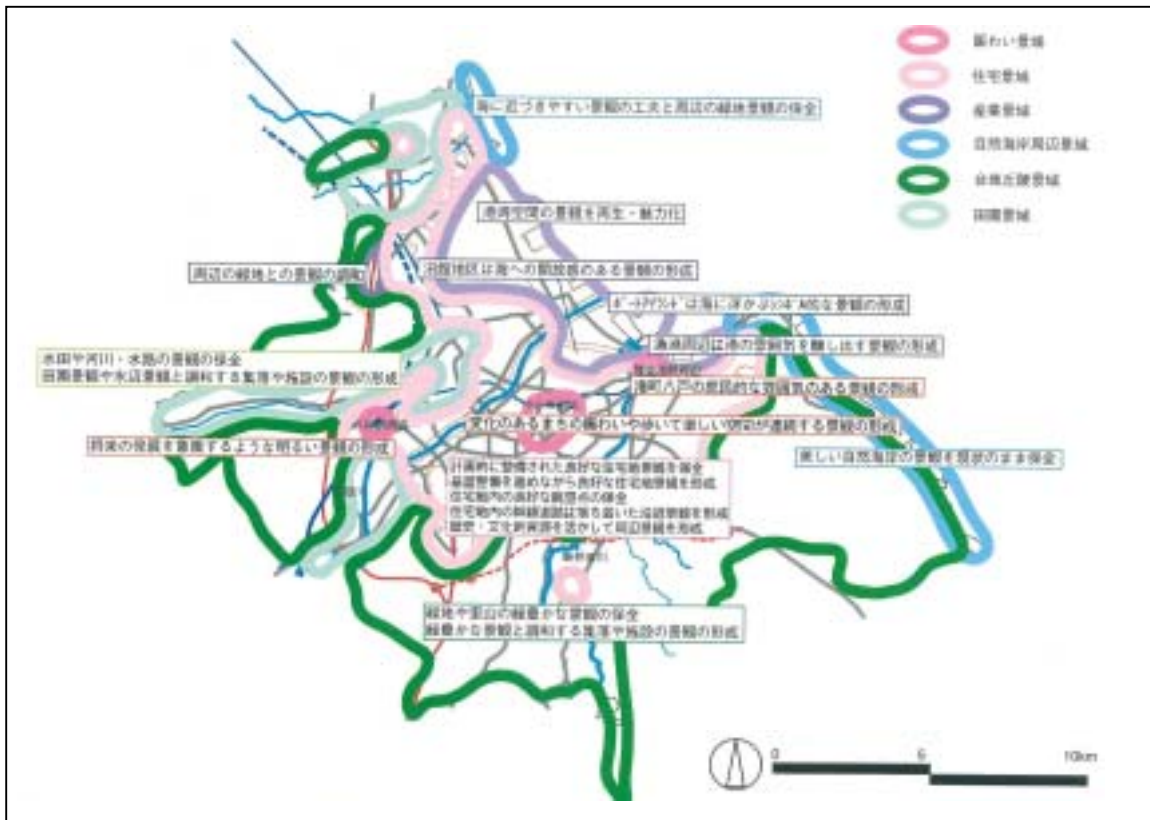
八戸市景観形成基本計画（平成16年3月）

<p>基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○海から発展した都市八戸のシンボルである海を活かした、海を感じられる景観づくり ○北東北における中核的な都市として、賑わいに満ちた景観づくり ○なだらかな台地、坂道、河岸段丘などによる優れた眺望を活かした景観づくり ○住宅地や集落地におけるうるおいのある身近な景観づくり
<p>景観軸となる景域の景観形成方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸線を景観軸とする景域の景観形成方針 <ul style="list-style-type: none"> ・多彩な景色が見られる海の眺望点や眺めのある景観を形成する ・海沿いの緑が連続したうるおいのある景観を形成する ・海のうるおいと調和する色彩に配慮した景観を形成する ・海に近づきやすい開放的な景観を形成する ○馬淵川と新井田川を景観軸とする景域の景観形成方針 <ul style="list-style-type: none"> ・馬淵川は海や周辺への広大な見通しやオープンスペースが連続する景観を形成する ・新井田川は桜並木を活かして豊かな緑や街並みが連続する景観を形成する
<p>面的に捉えた景域の景観形成方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○賑わい景域の景観形成方針 <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地は変化のあるまちの賑わいや歩いて楽しい空間が連続する景観を形成する ・八戸駅周辺は将来の発展を象徴するような未来的で明るい景観を形成する ・陸奥湊駅周辺は港町の昔ながらの庶民的な雰囲気のある景観を形成する ○住宅景域の景観形成方針 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的に整備された良好な住宅地景観を保全する ・基盤整備を進めながら良好な住宅地景観を形成する ・住宅地内の良好な眺望点を保全する ・住宅地内の幹線道路は落ち着いた沿道景観を形成する ・歴史・文化的資源を活かして周辺の景観を形成する ○産業景域の景観形成方針 <ul style="list-style-type: none"> ・港湾空間は海と空等と調和するうるおいのある景観を形成する ・漁港周辺は港の雰囲気を醸し出す景観を形成する ・沼館地区は海沿いの賑わいと海への開放感ある景観を形成する ・ポートアイランドは海に浮かぶシンボリックな景観を形成する ・内陸部の産業空間は周辺の緑地等の景観に調和させる ○自然海岸周辺景域の景観形成方針 <ul style="list-style-type: none"> ・種差海岸は美しい自然海岸の景観を現状のまま保全する ・市川海岸は海に近づきやすい景観の工夫と周辺の緑地景観を保全する ○台地丘陵景域の景観形成方針 <ul style="list-style-type: none"> ・緑地や里山等の緑豊かな景観を保全する ・緑豊かな景観と調和する集落や施設の景観を形成する ○田園景域の景観形成方針 <ul style="list-style-type: none"> ・水田や河川・水路の景観を保全する ・田園景観や水辺景観と調和する集落や施設の景観を形成する

八戸市の景観軸となる景域の景観形成方針



八戸市の景観を面的に捉えた景域の景観形成方針



資料：八戸市景観形成基本計画

1 4 地域区分の設定

本市のまちづくりの計画単位としての地域区分を設定するにあたり、下記の点を考慮し検討を行います。

地域区分に際しての考慮点

- ・ 地域の特徴や個性を表しやすいこと
- ・ 住民にとってまちづくりに参加しやすい等なじみがあること（中学校区単位）
- ・ 市が把握している統計資料等の地域区分状況を踏まえること
- ・ 都市計画マスタープランで設定されている区域割を踏まえること

以上を踏まえ、本市の地域区分を八戸市都市計画マスタープランとの整合性を図り、10地域に区分します。

地域区分図

